

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

訪問看護ステーションホット北部は、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、健康保険法第 3 条第 13 項の規定によるオンライン資格確認により、利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、より質の高い医療を提供します。

これにより、訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

【算定内容】 訪問看護医療 DX 情報活用加算 月 1 回に限り 50 円

【対象者】 医療保険で訪問看護(訪問看護療養費)を算定している方

【施設基準】 1)厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成 4 年厚生省令第 5 号)第 1 条に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っていること。

2)健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。

3)医療 DX 推進体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。

4)以上の掲示事項についてウェブサイトに掲載していること。

【資格情報の提供について】

資格情報の提供はご利用されるご本人様及び代理人様の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

医療 DX を通じた質の高い医療提供にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2026 年 6 月

訪問看護ステーションホット北部 管理者 高橋千恵子